

●負担割合の判定基準について（65歳以上の方）

合計所得金額（※1）が220万円以上、かつ同一世帯（※2）内の65歳以上の方の「年金収入（※3）とその他の合計所得金額（※4）」の合計が単身で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上の場合。	3割
合計所得金額（※1）が160万円以上、かつ同一世帯（※2）内の65歳以上の方の「年金収入（※3）とその他の合計所得金額（※4）」の合計が単身で280万円以上340万円未満、2人以上の世帯で346万円以上463万円未満の場合。	2割
上記1, 2以外の方	1割

※1 「合計所得金額」とは、収入から給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、土地・建物等の譲渡所得（特別控除前）、確定申告または市町村民税の申告をした株式譲渡等所得（繰越控除前）も含まれます。ただし、租税特別措置法上の、土地・建物等の譲渡所得に適用される特別控除額は控除します。また、「合計所得金額」は、給与所得又は公的年金収入に係る所得が含まれている場合、給与所得と年金所得の合計額から、10万円を控除した額とします。

※2 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。

※3 「年金収入」に非課税年金（遺族・障害年金等）は含みません。

※4 「その他の合計所得金額」とは、※1に租税特別措置法第四十一条の三の三第二項に定める所得金額調整控除を加え、そこから公的年金等に係る雑所得金額を差し引いて算定します。

注 第2号被保険者（64歳以下）の方、生活保護を受けている方、市町村民税非課税の方については、1割負担のままです。なお、65歳に到達した際に2割～3割負担に該当する方は、翌月（65歳に到達する日が月の初日である方はその月）から2割～3割負担となります。